

第1部－第3 男女平等社会の実現

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	42%	46%	50%

市の市民会議、審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成18年3月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、また、男女平等参画条例の趣旨を踏まえ、男女比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正を目指します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 条例・計画の推進

(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発	※ ①「男女平等参画条例」の普及・啓発
(2)「男女平等行動計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「男女平等行動計画2022(仮称)」の策定と推進

2 相談体制の充実

(1)相談体制の充実	※ ①相談事業の充実 ②男女平等参画相談員の活用
------------	-----------------------------

3 人権を尊重する男女平等意識の醸成

(1)人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	①性別役割分業意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等の意識形成
	②幼児期からの平等教育の充実
	③家庭・教育関係者の意識改革の推進
(2)人権としての性の尊重	①性の自己決定能力を育てる性教育の推進
	②性の商品化への批判力の形成
(3)ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントの防止	◎ ①配偶者等からの暴力、性暴力・ストーカーの防止に向けた施策の推進
	◎ ②セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発事業等の実施

4 あらゆる分野における男女平等参画の推進

(1)政策形成過程への女性の参画推進	※ ①市民会議、審議会等への積極的な取り組みの推進
	②男女平等参画人材リストの活用
(2)仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	◎ ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための事業の推進
	②活動時間、運営方法等への情報提供の推進
(3)国際交流・平和活動における男女平等参画の視点導入	①「開発と女性」の視点に立った事業の実施
(4)防災活動における男女平等参画の視点導入	※ ①防災活動における男女平等の推進

5 就労の場における男女平等の実現

(1)就労の場における男女平等参画の推進	①法改正・労働関係情報の提供充実と市内民間事業者への啓発
----------------------	------------------------------

(2)市の率先行動	①積極的格差是正措置の推進
	②均等待遇原則等の研究
(3)多様な働き方を推進するための雇用環境整備	①雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保に向けた取り組み

6 生涯を通じた女性の健康づくりの支援

(1)「女性の健康・権利」の確立	①「女性の健康・権利」の普及・啓発
	②女性の生涯を通じた健康支援
(2)母性の保護と母子保健の充実	①母と子の健康づくりの推進 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)

7 男女平等参画を支える社会づくり

(1)子育て支援の充実	①子育て支援の充実 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)
(2)介護保険制度の充実	①介護保険制度の適正な運営 (「第5部－第2 高齢者福祉の充実」参照)
(3)高齢者・障がい者・ひとり親家庭の自立支援	①在宅生活の支援推進 (「第5部－第2 高齢者福祉の充実」参照)
	②地域における自立生活の支援 (「第5部－第3 障がい者福祉の充実」参照)
	③ひとり親家庭の支援 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)

8 推進体制の整備

(1)女性交流室の機能の拡充と更なる活性化	※ ①女性交流室の機能の拡充と更なる活性化の検討
(2)推進体制の整備	◎ ①男女平等参画審議会の積極的活用
	※ ②庁内連絡会議の機能充実
	③市民・関係団体との協働による推進

Ⅲ 主要事業

1-(2)-① 「男女平等行動計画 2022(仮称)」の策定と推進

8-(2)-① 男女平等参画審議会の積極的活用

男女平等参画条例の基本理念と目的に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画を、平成 23 年度に新たに策定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。また、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議会の積極的活用により、専門家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

3-(3)-① 配偶者等からの暴力、性暴力・ストーカーの防止に向けた施策の推進

3-(3)-② セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発事業等の実施

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)は、身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力等も含め人権侵害です。市民・事業者等に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発を図ります。

4-(2)-① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための事業の推進

一人ひとりの生活が多様化する中で、性別や年齢などにかかわらず、個人のライフステージに応じて、学校・職場・家庭・地域等で自分の個性や能力を最大限に発揮できる、生きやすい社会の実現が求められています。

市は、事業者に向けた就労支援、子育て支援、男女平等参画等においてワーク・ライフ・バランスの

実現に向けた取り組みを推進します。また、庁内関係部署との連携を図りながら関係団体等への情報提供や普及・啓発を図ります。

Ⅳ 推進事業

1-(1)-① 「男女平等参画条例」の普及・啓発

だれもが男女の性別に関わりなく個人として尊重され、各人の個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現は、だれもが住みやすい社会づくりにつながる重要課題です。平成 18 年 4 月に施行された男女平等参画条例に、多くの市民が関心を持てるよう、普及・啓発を図ります。

2-(1)-① 相談事業の充実

8-(1)-① 女性交流室の機能の拡充と更なる活性化の検討

男女平等参画条例の理念と目的を達成するため、拠点となる女性交流室の機能の拡充と更なる活性化について検討します。また、相談機能の拡充及び市民への情報や交流の場の提供などについて検討します。

4-(1)-① 市民会議、審議会等への積極的な取り組みの推進

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の構成の均衡を図るよう努めます。

4-(4)-① 防災活動における男女平等の推進

地域防災計画の策定・改定にあたっては、男女平等参画の視点を導入するなど、女性のニーズ等を踏まえた災害対応を、関連機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

8-(2)-② 庁内連絡会議の機能充実

男女平等参画条例の理念と目的を理解し、多分野に渡る総合的な取り組みを進めることが、庁内においても不可欠です。庁内連絡会議を開催し、関係部署相互の情報交換及び緊密な連携を図ります。

Ⅴ 関連個別計画

・男女平等行動計画 2022(仮称)